

個人情報保護法施行について

平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が公布し、平成17年4月1日から施行されています。本会も基本方針、個人情報保護規程を定めました。

個人情報保護に関する基本方針

平成17年4月1日
山形県中小企業団体中央会

山形県中小企業団体中央会（以下、「本会」という。）は、本会の事業活動を通じて得た個人情報を保護することを社会的責務であると認識し、個人情報の適切な管理・利用に十分配慮し、次の取り組みを実施します。

1.個人情報の収集について

本会が個人情報を収集する際は、あらかじめ利用目的を示し本人の同意を原則として適法かつ公正な手段によって行います。

2.個人情報の利用について

(1) 本会は、同意を得た利用目的の範囲内で、業務上必要な限度で取得した個人情報を利用します。

(2) 本会は、同意を得た利用目的を達成するために、個人情報を第三者との間で共同利用し又は個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合は、個人情報の厳重な管理を徹底するよう適切な監督を行います。

3.個人情報の第三者提供について

本会は、本人の同意を得た場合や法令に基づき開示を請

求された場合など正当な理由がある場合を除き、個人情報を第三者に提供・開示いたしません。

4.個人情報の管理について

本会は、取得した個人情報について、本会の個人情報保護に関する規定に従って適切に管理し、漏えい、流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じます。

5.教育・啓発

本会は、全ての役職員に対し、個人情報保護の重要性を理解し、個人情報を適切に取り扱うよう教育・啓発を行います。

6.個人情報の開示・訂正・利用停止・消去等について

本会は、本人の個人情報の開示や訂正などをご希望される場合、お申し出いただいた方が本人であることを確認させていただいた上で、誠実に対応いたします。

7.継続的な見直しと改善

本会は、個人情報保護に関連する法令、その他の規範を遵守するとともに、社会環境の変化に応じて、個人情報保護の取り組みを継続的に見直し、改善します。

根拠となった個人情報保護法の抜粋

1.個人情報取扱事業者の義務

条文	内容
第15条 利用目的の特定	個人情報を取り扱う場合は、利用の目的をできる限り特定すべきこと
第16条 利用目的による制限	予め本人の同意を得ないで、利用目的以外を使用してはならない
第17条 適正な取得	不正な手段を用いて個人情報を取得してはならない
第18条 取得の際の利用目的の通知	個人情報を取得する場合、利用目的を告知または公表
第19条 データ内容の正確性の確保	個人データを性格かつ最新の内容となるため努めなければならない
第20条 安全管理措置の設定	個人情報の漏えい等を防止するための安全処置を設定
第21条・第22条 従業者・委託先の監督	個人情報を取り扱う従業者、委託先に対する適切な監督
第23条 第三者提供の制限	予め本人の同意なしに、個人データを第三者に提供してはならない
第24,25,26条 公表等、開示、訂正等、利用停止等	一定事項について公表すべきこと、また、本人から開示、訂正等、利用停止等の要求を受けた場合には対応すべきこと等
第27条 苦情の処理	個人情報の取り扱いに関する苦情に対しかつ迅速な処理

個人情報保護法とは？

- 1.個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する。
- 2.官民を通じた基本法の部分と、民間の事業者に対する個人情報の取扱いのルールの部分から構成されています。
- 3.民間の事業者の個人情報の取り扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めています。

民間の個人情報取扱事業者とは、この法律では、5,000件を超える個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるような体系的に構成した「個人情報データベース等」を事業活動に利用している者を言います。

本会ホームページ（<http://www.chuokai-yamagata.or.jp>）に「個人情報保護法について」コーナーを新設しました。それぞれに保有する組合員名簿や取引先データ等の個人情報の取扱いについて、同法の完全施行により、どのような点に留意し、組織として取り組んでいったらよいか、その方向性をとりまとめた、全国中小企業団体中央会発行の「個人情報保護法に対応する組合のリスクマネジメント」を掲載しましたので、組合等運営にお役立て下さい。